

# 侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん等 の感染症法上の取扱いについて

平成26年3月  
厚生労働省健康局結核感染症課

# 侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しん等の患者の医師による届出

## 現行制度の概要

- 感染症法第12条に基づく医師の届出は、一類～四類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者等については直ちに氏名、年齢、性別等を、五類感染症の患者等については、7日以内に年齢・性別等を届け出る義務が課されている。
- 一～四類感染症、新型インフルエンザ等感染症については、感染症法上の個別の措置の対象となるため、氏名といった個人が特定される情報が届出事項となる。
- 一方、五類感染症については原則として個別の措置の対象とならないため、人権尊重の観点から個人が特定される情報は必要最小限とすべきであることから、氏名、住所等は届出事項ではない。
- 当該届出に違反（類型は問わない）した医師については、50万円以下の罰金が科せられることとなる。

## 論点

- 人権尊重の観点も考慮する必要があるが、侵襲性髄膜炎菌感染症や麻しんの患者については、一例一例に対する迅速な積極的疫学調査が必要であり、感染症法上の個別の措置の対象となることから、個人が特定される情報の迅速な届出を義務付けるべきではないか。
- 五類感染症のうち、その他に医師による届出方法を変更する必要がある疾病はないか。

(参考)

# 感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1を除く。) 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ※1 再興型インフルエンザ※2
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公表)
隔離【検査法】	○	×	×	×	×	○
停留【検査法】	○	×	×	×	×	○
検査【検査法】	○	×	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	○ (かかっていると疑うに正当な理由のあるもの)
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	△※3
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△※3
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×	○
獣医師の届出	○	○	○	○	×	○
医師の届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△※3
交通の制限	○	×	×	×	×	△※3
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

※1 新型インフルエンザとは、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 再興型インフルエンザとは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※3 2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、全部又は一部を適用することができる。